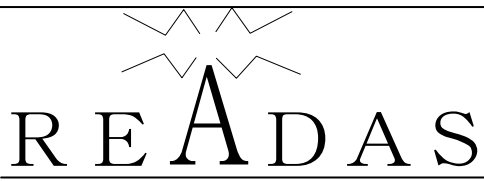


第 5733 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月15日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 渡切り交際費の取扱い

**Q**：当社では、役員への接待費用を給与に上乗せして支給しようと思っています。税務上問題ありませんか？

**A**：いわゆる渡切り交際費は、役員に対する給与として取り扱われます。

### 【解説】

税務上、会社が、その役員等に機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したにもかかわらず、その用途や私用金額について精算がされず、会社の業務のために使用したことが明らかでないようなもの（これを一般に渡切り交際費といいます）については、交際費として取り扱われず、給与として取り扱われることとなっています。

通常、会社が役員等に機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で金銭を支給した場合、領収書などを添付して精算が行われ、その費用が会社の業務に必要な接待費や交際費であれば交際費等として処理されることとなります。

しかしながら、支出した金銭の中には、会社の業務に関係ないものや用途を明らかにすることができないものも含まれており、精算がされずに残っているという場合もあります。

渡切り交際費は、こうした未精算の金額の精算をせず、任意に処分できるものですから、その金額については給与の性質を有していると考えられ、交際費等としては取扱わないということになっているのです。

